

平成 28 年度第 1 回我孫子市空家等対策協議会 議事録

平成 29 年 3 月 6 日 (月) 10 : 00 ~ 10 : 50

議会棟 A・B 会議室

【開会】

(事務局)

開始時刻 10 : 00

【資料確認】

- ・「平成 28 年度第 1 回我孫子市空家等対策協議会 次第」
- ・「我孫子市空家等対策協議会 委員名簿」
- ・資料 1 「市の空家の現状及び取組みについて」
- ・資料 2 「空家等対策協議会の役割について」
- ・資料 3 「空家等実態調査の報告」と「アンケート結果」
- ・資料 4 「空家等対策計画について」
- ・資料 5 「今後のスケジュールについて」
- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」本文と概要版
- ・「我孫子市空家等の適切な管理に関する条例」と「規則」
- ・「我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則」
- ・「傍聴要領」

【委員紹介及び事務局紹介】

(委員)

千葉県弁護士会 大澤 一郎 委員

千葉司法書士会 鈴木 明人 委員

(一社) 千葉県宅地建物取引業協会 東葛支部 清野 正芳 委員

千葉県土地家屋調査士会 森山 知浩 委員

(一社) 千葉県建築士会 坂本 貴則 委員

我孫子市社会福祉協議会 湯下 廣一 委員

我孫子市商工会 片谷 勉 委員

我孫子警察署 生活安全課長 杉崎 健一 委員

(事務局)

- ・市民生活部長 四家 秀隆
- ・市民安全課長 柏木 幸昌
- ・市民安全課長補佐 住安 巖

- ・ 市民安全課 花嶋 孝雄
- ・ 市民安全課 服部 順一
- ・ 市民安全課 松田 健吾
- ・ 建築住宅課課長 伊藤 英昭
- ・ 建築住宅課主幹 菅井 正博
- ・ 建築住宅課 高橋 晃
- ・ 国際航業株式会社 担当者

【市長あいさつ】

(星野 順一郎市長)

【会長・副会長の選出】

会長に大澤 一郎 委員、副会長に鈴木 明人 委員が選出された。

【代理人の指定】

(事務局)

「我孫子市空家等の適切な管理に関する条例」第7条第2項に基づき、市長より代理人として市民生活部の四家部長を指定した。

【議事】

(議長)

それでは、改めまして会長をお引き受けいたしました大澤でございます。不慣れなため、行き届かない点もあるかと思いますが、精一杯努めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、「傍聴要領」の確認をいたします。傍聴の受け付けは会議開催時刻までに先着順で10名までと言うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特に異議が無いようですので、そのようにいたします。

これより議題に入りたいと思っておりますが、会議開始時刻までに傍聴の希望者がいませんでしたので、これからの傍聴希望者の入室は許可しません。

本日は、委員全員が出席しておりますので、「空家等の適切な管理に関する条例」

第 11 条第 2 項に基づき、本日の会議が成立しますことをご報告申し上げます。

【議題（1）市の空家の現状及び取組みについて】

（議長）

それでは、議題に入りたいと思います。

最初に議題（1）の「市の空家の現状及び取組みについて」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

・・・議題（1）について説明・・・

（議長）

ありがとうございました。今の説明に対し「ご意見等」ございますか。ご意見等がある場合には、発言する前に名前を言ってからお願いします。

（清野委員）

家屋所有者の不明が何件かありましたが、市では、固定資産税の納税通知書を発送しているのではないですか。

（事務局）

固定資産税では、課税標準額がありまして免税点未満の場合は課税されません。

（片谷委員）

清野委員の答弁で、免税点未満の場合は課税されないとのことですが、土地、家屋の面積に関係なく免税点未満であれば課税されないということよろしいですか。

（事務局）

土地、家屋とも免税点未満であれば課税されません。

（清野委員）

固定資産税の課税は、土地、家屋を各々課税しているので、所有者はわかると思います。

(事務局)

土地と家屋の所有者が同一でない場合がありますので、家屋が免税点未満ですと所有者の調査が難しくなっています。

(鈴木委員)

応急措置の件ですが、応急措置を実施した場合、空家の所有者に費用負担を求めていますか。

また、応急措置を実施した空家については、経過観察をしていますか。

(事務局)

市で行っている応急措置は、古材等を使用しているため請求はしていません。

また、応急措置実施後には、空家の所有者へ応急措置を実施した旨と空家の適切な管理をお願いしています。

(片谷委員)

家屋不明者は、現在、何件ありますか。

(事務局)

今現在、6件でございます。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

ほかに無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

【議題（2）空家等対策協議会の役割について】

(議長)

次に議題（2）「空家等対策協議会の役割について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・・・議題（2）について説明・・・

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ご意見等が無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

【議題 (3) 空家等実態調査の報告について】

(議長)

次に議題 (3) 「空家等実態調査の報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・・・議題 (3) について説明・・・

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ご意見等が無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

【議題 (4) 空家等対策計画について】

(議長)

次に議題 (4) 「空家等対策計画について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・・・議題 (4) について説明・・・

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(議長)

ご意見等が無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

【議題「(5) 今後のスケジュールについて】

(議長)

次に議題 (5) 「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・・・議題(5)について説明・・・

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(四家委員)

参考意見としまして、現在、特定空家候補の空家が23件位あります。その23件は、市の方から改善通知をしても改善されず、近隣に迷惑をかけている状況となっております。

今後は、その特定空家候補の空家の措置等について、検討をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。そのほかに「ご意見等」ございますか。

(湯下委員)

その他の意見として、今回、資料に基づき説明していただきましたが、資料のボリュームがありますので、次第に議題名の他に資料名も記載していただき、ページも付番してください。

また、今後は、特定空家等の判断が求められると思っておりますので、事前に資料を送付して下さるようお願いいたします。

(事務局)

次回からは、事前に資料を配付させていただき、たくさんの意見がいただけるようにします。

(議長)

そのほかにはないようですので、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。この後の進行は、事務局をお願いいたします。

【閉会】

(事務局)

終了時刻 10:50